

# 人権に係わる市民のための 法律相談

差別等でお困りの方に(兵庫県弁護士会所属弁護士)が、  
問題点の整理や解決の方策等について、相談に応じます。

令和6年度 <全12回>  
13時30分~16時30分

相談料無料

|      |           |
|------|-----------|
| 第1回  | 4月16日(火)  |
| 第2回  | 5月21日(火)  |
| 第3回  | 6月18日(火)  |
| 第4回  | 7月16日(火)  |
| 第5回  | 8月20日(火)  |
| 第6回  | 9月17日(火)  |
| 第7回  | 10月15日(火) |
| 第8回  | 11月19日(火) |
| 第9回  | 12月17日(火) |
| 第10回 | 1月21日(火)  |
| 第11回 | 2月18日(火)  |
| 第12回 | 3月18日(火)  |

## 相談内容

次の人権課題を理由として差別を受けてお困りの方

- 同和問題(部落差別)
- 外国人
- 性的指向・性自認
- インターネットによる人権侵害

※他の専門相談や他機関の窓口の方がふさわしいと思われる場合には、適切な相談機関を紹介することがあります。

## 予約方法

相談は、面談・電話による方法があります。

面談の場合1人50分まで。電話の場合1人30分まで。

- ① 事前に入権推進課 078-322-5234 へお電話で、予約状況をお問い合わせください。【受付時間 8:45~12:00、13:00~17:30 平日(土日祝日・年末年始を除く)】
- ② 係員がお話をお聞きし、法律的な助言が必要な場合には、予約をお取りします。
- ③ 予約が取れたら、予約日時をお知らせしますので、面談の場合は、指定された日時にお越しください。(場所は市役所内です。)電話の場合は、予約日時に電話により相談を行います。

## その他

- ・相談内容と当日の弁護士の職務(相手方の依頼を受任しているなど)とが利益相反になる場合は、相談者の利益を保護するとともに、公平な回答を確保するため、当日の相談はできません。
- ・相談は神戸市民(市内在住、在勤、在学)を対象としています。

**お問い合わせ** 神戸市福祉局人権推進課 TEL 078-322-5234 / FAX 078-322-6048